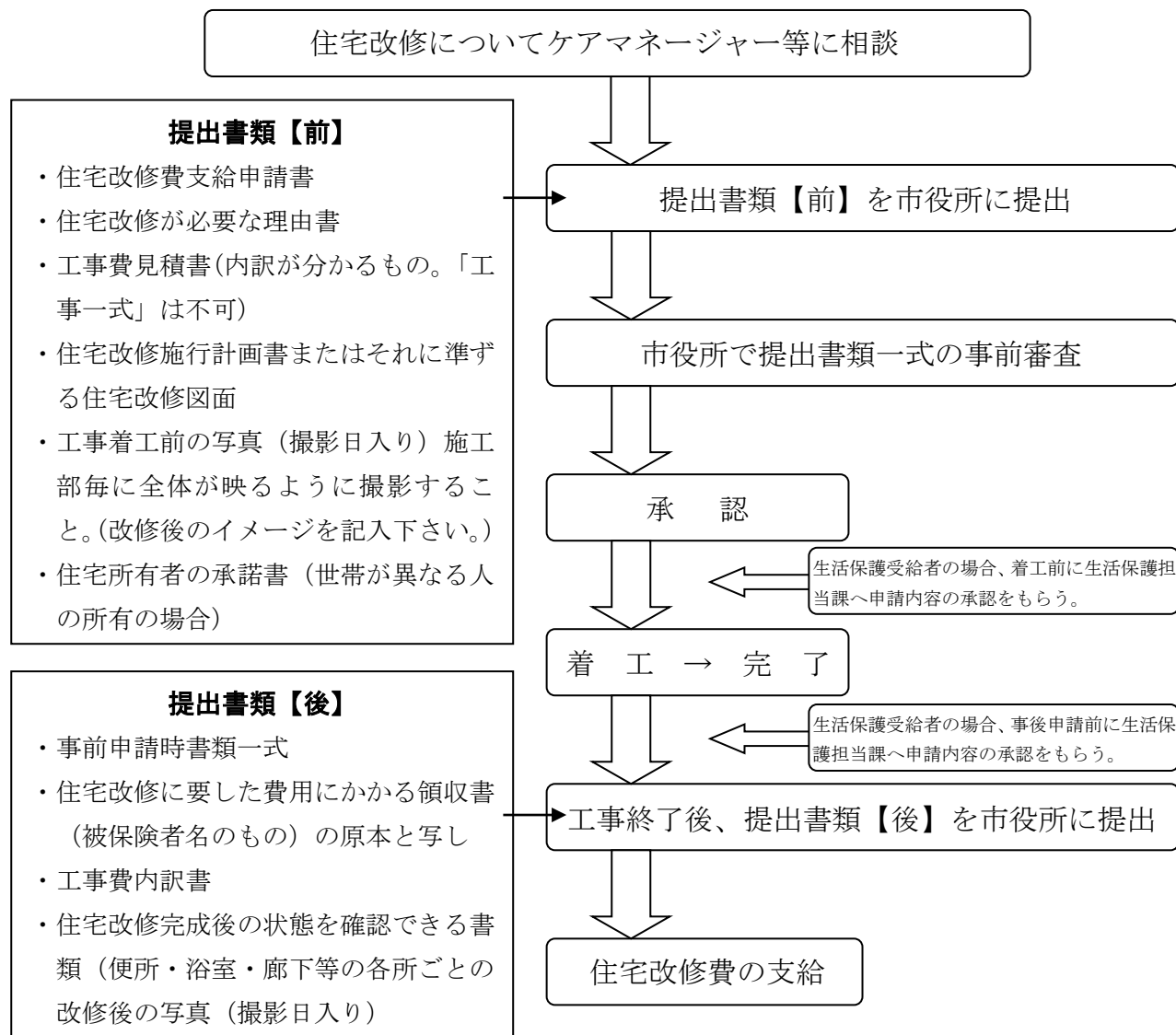


介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請の手続きの流れ



※住宅改修図面は、本人が利用される動線が確認できれば精密でないものでも可です。

※段差解消等の場合は、改修場所にメジャーなどをあてた写真をご用意ください。

※工事着工後の申請は認められません。

※事前申請承認後に工事の内容が変更される場合は必ず着工前に市役所にご相談ください。

※(ご本人・ご家族以外の)代行申請の場合は、委任状(申請書の裏面)が必要です。

※審査後、支給が決定されれば、保険給付分として9割・8割・7割の金額を口座振込いたします。(給付金額には上限があります)

※申請者が生活保護受給者の場合、事前申請の際に必ず対象者が生活保護受給者であることを介護保険係にお伝えください。

※申請者が生活保護受給者の場合、一般の流れと異なります。承認後着工前と着工後事後申請前に生活保護担当課から申請内容の承認を得てください。